

# 自治体の社会保障分野システムの標準化について

令和元年10月11日

厚生労働省

# 国民健康保険システムについて

## 【これまでの経緯】

- 平成30年4月施行の国保制度改革に向けて、3つの標準的な事務処理システム（国保事業費納付金等算定標準システム、国保情報集約システム及び市町村事務処理標準システム）を構築。

## 【導入した自治体での主な効果】

- 都道府県が使用する国保事業費納付金等算定標準システム及び国保情報集約システムについては、全都道府県が導入しており、納付金算定事務や都道府県単位での資格情報連携等の新たな事務は全て標準化されている。
- 市町村事務処理標準システムについては、平成30年度から257市町村が導入し、市町村が担う窓口業務や賦課・収納・給付等の事務を行っている。
- 各標準システムを導入した場合には、自治体において制度改正対応等に係るシステム改修等が不要。

## 【市町村事務処理標準システムを導入していない市町村の主な理由】

- 上記のほか、令和元年度以降、約170市町村が現行システムの契約更新の時期にあわせて導入を検討。
- 自治体が使用する各種システムは、これまで基本的にそれぞれの判断と仕様により構築されている。このため、導入する場合には、市町村において、データ移行や他システムとの連携機能のほか、独自事業を継続するための外付けシステム等の構築の検討等が必要。
- 特に、多数の市町村が総合住民行政システム（オールインワン）を利用しており、その場合、国民健康保険事務処理システムだけが別システムとなることにより非効率となる場合がある。
- なお、市町村事務処理標準システムの仕様書や設計書等を公開しており、これを参考として各市町村がシステム改修を行うことによっても、事務の標準化を実現可能と示している。

## 【市町村事務処理標準システムの課題に対する取り組み】

- オールインワンであっても導入しやすい環境の整備

# 自治体の社会保障分野システムの標準化について

## 【自治体の社会保障分野システムの標準化についての概況】

- 自治体の社会保障分野システムの標準化に当たっては、まず事務がどのように処理されているかを把握する必要がある。
- まずは、各分野において、自治体ごとに事務処理の状況がどのようになっているかについて把握に努めていく。

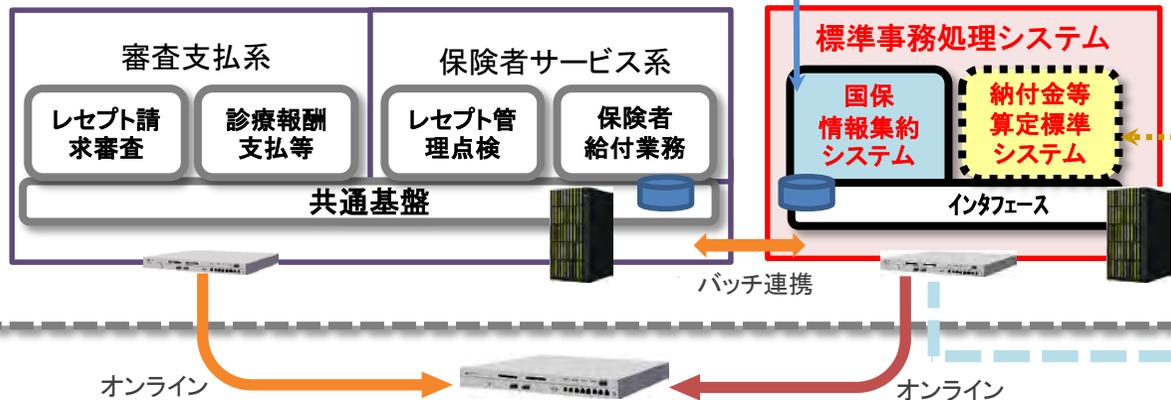
分野	高齢者医療	介護	障害福祉	生活保護
現状	<p>○国民健康保険中央会が標準的なソフトウェア（広域連合標準処理システム）を構築し、全都道府県後期高齢者医療広域連合へ配布している。</p>	<p>【報酬改定】</p> <p>○報酬改定に伴う自治体システムを含めたシステムへの影響については、国保中央会がJAHISと連携しあらかじめ確認している。</p> <p>○これも踏まえ、国は介護保険事務処理システムの改修に必要な情報（算定構造表、サービスコード、インターフェース仕様書等）を取りまとめ、参考情報として通知しており、自治体や介護事業所等では、当該インターフェース仕様書に基づく全国共通の定義によって、システム改修が行われている。</p> <p>【徴収】</p> <p>○介護保険料を年金から天引きすることにより徴収する特別徴収については、国保中央会・国保連合会の標準化されたシステムを経由して、対象者の特定と徴収依頼を行っている</p>	<p>【報酬改定】</p> <p>○国保中央会やベンダー団体と連携し、報酬改定の際に、システム変更が効率的に行われるよう算定構造の基礎構造を示すなどしている。</p> <p>○これも踏まえ、国は審査支払システムの改修に必要な情報（算定構造表、サービスコード、インターフェース仕様書等）を取りまとめ、参考情報として通知しており、自治体や障害サービス事業所等では、当該インターフェース仕様書に基づく全国共通の定義によって、システム改修が行われている。</p> <p>【業務管理体制の届出】</p> <p>○厚生労働省が調達したクラウドシステムを自治体がID・パスワードを入力して利用している。自治体は、システムを所有・管理していない。</p>	<p>○事務を行うにあたり細部のルールは示している。</p> <p>○システムの標準化は進んでいないが、制度改正に伴いシステム改修が行われている。</p>

# 国保保険者 標準事務処理システムの連携(イメージ)

- 国保保険者標準事務処理システムの各システムは、連携して、法令に基づく保険者の標準的な事務処理を支援する。また、都道府県の定める国保運営方針に基づき、地域の実情に応じた柔軟な運営が可能となるようパラメータ設定を可能とする。
- 資格管理や保険料の賦課、給付管理を適正かつ効率的に行うため、市町村の住基・税システム及び国保連合会の国保総合システムとの連携を前提に構築する。

## 国保連合会

### 国保総合システム(診療報酬審査支払業務と保険者事務共同処理のシステム)

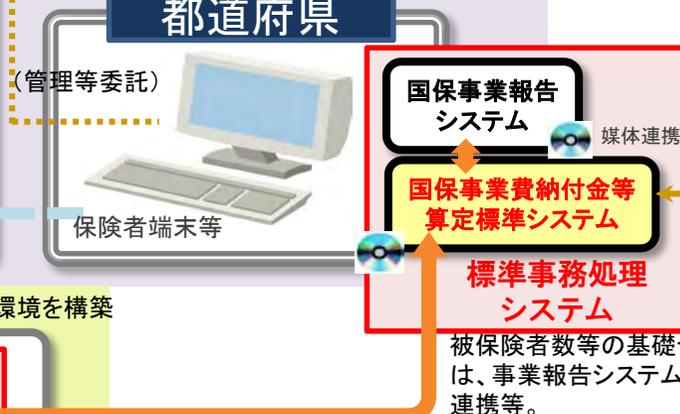


・ 国保情報集約システムは、市町村が行う資格管理及び給付事務のうち都道府県単位で一元的に管理が必要な資格取得・喪失年月日情報及び高額療養費の多数回該当に係る該当回数を管理し、市町村間における情報連携等を支援。市町村は運用管理を国保連合会に共同委託。

・ 国保事業費納付金等算定標準システムは、財政運営の責任主体である都道府県が行う、国保事業費納付金等の算定や財政安定化基金の管理等を支援。

※ 国保連に運用管理を委託することも可能。

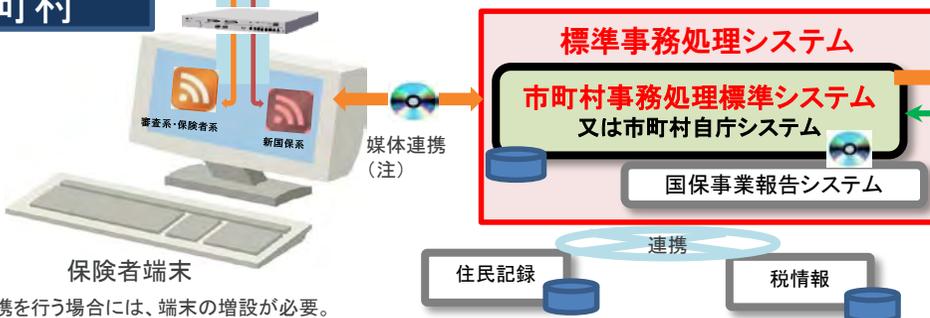
## 都道府県



被保険者数等の基礎データは、事業報告システムとの連携等。

## 市町村

※既存の保険者ネットワーク(インフラ)を活用して効率的に環境を構築



(注)ファイル連携を行う場合には、端末の増設が必要。

・ 市町村事務処理標準システムは、住民に身近な事務として市町村が行う資格管理や保険料の賦課・徴収等の標準的な事務処理を支援。※ 場合によっては、導入により、市町村の運用ルールを見直していただくことも必要。